

主 文
原判決を破棄する。
被告人は無罪。

理 由

本件控訴の趣意は、弁護人高谷昌弘作成の控訴趣意書記載のとおりである（但し、同趣意書中二は控訴の理由として主張しない旨弁護人において釈明した。）から、これを引用する。

第一 当裁判所の判断

一 控訴の趣意

控訴の趣意は、事実誤認及び法令の解釈適用の誤りを主張するものである。これを要約すると、自己所有の砂利運搬船の改装工事を造船会社に依頼している被告人は、その改装工事中、別途塗装業者に依頼して船内塗装工事を行わせることに伴い発生し船内に充満滞留した引火性の強いガスが、改装工事における溶断・溶接作業に伴い飛散する熔融鉄片又は電気火花により、着火爆発する虞れがあるの虞れを予測した上、改装工事を行つている造船会社関係者に、塗装工事が行われることを知らせその溶断・溶接作業を中止させるべき注意義務があるのに、その義務を怠り、塗装工事で溶断・溶接作業が同時に行われても右爆発の危険はないものと軽信して、塗装業者に塗装工事を行わせるに際し、それを右造船会社関係者に知らせ溶断・溶接作業を中止させなかつた重大な過失により、塗装業者が行つた塗装工事に伴い発生し船内に滞留していた引火性のガスを、同時に並行して行われた溶断・溶接作業に伴い飛散した熔融鉄片又は電気火花によつて着火爆発させ、よつて、造船会社作業員一名を死亡させたほか、同会社作業員や塗装業者ら計四名にそれぞれ傷害を負わせた旨の原判決の認定に対し（なお、右引火性ガスの爆発による死傷事故を以下「本件事故」という。）、第一に、被告人は塗装業者に塗装工事を依頼しているのであるが、被告人において本件事故当日の朝塗装工事をを行うように命じたことはなく、それは塗装業者の自主的な判断に基づいて行われたものであり、被告人としてはむしろ塗装業者の塗装工事と造船会社側の溶断・溶接作業が同時に並行して行われることは予知してなかつたし又予知できなかつたのであるから、造船会社関係者に塗装工事が行われることを知らせ溶断・溶接作業を中止させるべき注意義務を被告人が負ういわれはない、第二に、本件事故のごとき造船会社の改装工事と塗装業者の塗装工事が同時並行して行われることにより発生する虞れのある危険については、それを回避すべき義務は本来それら工事を行う業者やその作業員らにおいて負うべきものであり、船主であり両工事の注文者に過ぎない被告人としては、それら業者等がその危険回避のための義務を果たしてくれぬものとして信頼することが許され、本件事故が発生した地域での船主、造船会社、塗装業者の三者間における従来からの慣習を考慮すればなおさらそのような信頼が是認されることが明らかであるから、被告人には右危険の発生を予見し且つその危険を回避すべき義務は存しない、というに帰するものと解される。

そこで、所論並びに検察官及び弁護人の各弁論にかんがみ、記録を調査し当審における事実取調べの結果をも併せて検討する。

二 事実関係

本件の事実関係として、原審で取調べた関係各証拠及び当審における事実取調べの結果によれば、以下のことが認められる。そして、各関係者の供述調書並びに原審、当審における各証人の証言及び被告人の供述のうち、以下の認定に反する部分は措信できない。

(一) 本件事故発生に至るまでの経過

(ア) 兵庫県飾磨郡a町は瀬戸内海に浮かぶ島の町であるが、aでは船を所有して砂、砂利を運ぶ海運業を営む者が多く、被告人もその一人で第五天祐丸を所有していること、(イ) A丸は、全長四七・八メートル、全幅九・五メートルで総トン数約三〇〇トンの砂利運搬船であり、船腹に砂利等を積むプール型の荷倉を持ち、船底（通称ボツトン）の上に組んだ支柱の上に張られた鉄板（通称トツ板）が荷倉底となつていて、荷倉底と船底のいわゆる二重底を持つ船であること（A丸の構造等については、別紙図面一、二、三参照。なお、船底と荷倉底との間の空間を便宜「二重底内」という。）、(ウ)被告人は、A丸の定期検査を受けるに当たりその修理改造を行うこととし、昭和五八年七月二〇日ころaに在るB建設株式会社（以下、単に「B」という。なお、単に「造船所」という用語によつて同会社な

ていたのは、中デツキでアセチレンガス溶接機で切断作業を行っていた者一名、同じくアセチレンガス溶接機やハンマーを使いトツブ板の接合作業をしていた者一名、電気溶接機でトツブ板の溶接作業をしていた者二名がおり、これらアセチレンガス溶接機で溶接作業による溶融鉄片あるいは電気溶接機での溶接作業による電気火花が飛散し、二重底内に落下する危険があつたこと、(セ) Dらの行つた塗装作業に伴い塗料に含まれる引火性の強いキシレンの気化したガスが二重底内に充満滞留していたところ、Bの作業員が荷倉内で行つていた前記溶断あるいは溶接作業に伴い飛散した溶融鉄片又は電気火花が工事用穴から二重底内に落下し、同日午前八時四〇分ころ右部ガスが着火爆発したこと、(ソ) 右爆発により荷倉底の仮付け状態であつた中央部トツブ板が吹き上げられて落下し、その下敷きになつてBの作業員一名が死亡し、その他荷倉内あるいは二重底内で作業していたBの作業員及び塗装業者ら計四名が傷害を負つたこと。

(二) 本件事故に関連する諸事情

(ア) 本件事故当時BでのA丸の改装工事には、常雇いの本工一〇人弱と、臨時雇いの鉄工(鍛冶工)四人、溶接工四人ほどが従事していたが(以下、これら工事に従事していた者を「造船所作業員」という。)、その中には溶接の免許を持つている者はほとんどおらず、各自長年の経験によつて作業を行つており、またBの指揮体制の実態をみると、着工後の工事の具体的実施については、社長Cが自ら指揮監督をすることはほとんどなく、従前は古くからいる工員のHが現場監督としてこれを行つており、同人が昭和五七年五月作業中転落して脚を骨折し休業するようになつてからは、本件事故当時より若いIやJが代わつて現場監督的役割を果たしてはいたが、必ずしも指揮命令体制が明確に整えられた状態にはなく、本件事故前HがA丸の作業現場に顔を出していたのも脚の歩行訓練のために過ぎず、いまだ正式に就業していたものではなく、本件事故発生前にはA丸を退去しており、更に常雇い及び臨時雇いの工員に対しては、工事内容の概要の説明こそ初期の段階であつたものの、日々の作業内容や手順については特に毎日指示がなされることなく、本件改装工事の内容もさほど複雑でないこともあつて、各自の判断に従つて日々の作業を行つており、安全対策や安全教育については全く指示や説明は行われなかったこと、(イ) 本件事故発生当時、Cは、知人の病氣見舞いのため早朝から出掛けて造船所にはおらず、またHに代わつて現場監督を行つていたI、Jの両名は、A丸の改装工事の現場に居てDらによる塗装作業が行われていることを認識していたと認められるにもかかわらず、他の造船所作業員らに注意を与えるなど特段の指示をしていないこと、(ウ) 塗装業者のDらの中には、塗料である有機溶剤の取扱い作業主任者の資格を持つていない者もおらず、また同人らが請け負う工事の多くは外壁や船底外側の塗装工事であり、本件のような二重底内の塗装作業は余りなかつたこと、(エ) 塗装業者による塗装工事が造船所の改装工事の途中において行われることがあつても、aでは従来、塗装工事を依頼した船主が造船所へ塗装工事の具体的な実施日時等について事前に連絡するということがほとんどなく、塗装作業開始直前に塗装業者から造船所に連絡されるのが通常であり、その連絡も造船所の事務所に事前に連絡することは余りなく、現場の作業員らに告知する程度であつて、塗装業者が造船所の作業現場で作業員らと話し合い、塗装作業を行うことの可否について決めていたのが現状であつたこと、(オ) 塗装作業と溶断・溶接作業との並行実施は、船の外壁を塗る場合にはしばしば行われていたものの、本件のごとく二重底内の塗装作業と溶断・溶接作業が並行して行われたことはこれまで余りなく、溶断・溶接作業が一応終了した後塗装作業が行われるのが通常であつたが、荷倉内で溶断・溶接作業と塗装作業が同時に行われ、造船所の作業員において適宜各自の判断で安全と思われる場所あるいは方法で作業を行つていた例もあること。

三 被告人に課せられる注意義務

(一) 前示事実関係にみるように、本件は、造船所の改装工事が継続されている途中において、被告人の注文した塗装工事が行われたが、被告人においてその塗装工事の実施について事前に造船所に連絡せず、また一方、造船所作業員及び塗装業者において、溶断・溶接作業と塗装作業が競合することを知りつつそれぞれ溶断・溶接作業や塗装作業を行つたため、本件事故が発生したという事実を骨格とする事案であるところ、原判決は、被告人が負うべき注意義務として、その罪となるべき事実においては、造船所関係者に塗装作業が行われることを知らせて造船所の溶断・溶接作業を中止させるべき義務がある旨判示し、またその弁護人の主張に対

からといつて右のような義務を負うものとはいえないから、この点から原判決が本件塗装工事に伴う危険の回避義務を認めるのは失当というべきである。

〈要旨第一〉(三)そこで次に、被告人に予測可能な危険回避のため課せられる義務の内容を検討し、殊に原判決が前記のよ〈要旨第一〉うな作業を中止させる義務まで認めたことの当否について考察する。

前記のごとく被告人は、先に造船所に注文した改装工事が継続されている途中において塗装業者に塗装工事を依頼し、そのため造船所関係者において塗装作業の実施やその作業の内容を十分認識し得ないまま、造船所の改装工事として溶断・溶接作業と塗装業者の塗装作業が同時並行して行われ、着火爆発を惹起する危険が伴うことを予測し得たのであるから、両者の工事が同時並行して行われる契機を与えた注文者として、他の業者によつて工事が並行して行われることを予想していな業者に対し、もし同時並行して行われれば危険のある工事が他の業者によつて行われることを連絡して周知させ、もつて当該業者においてその工事の競合による危険を回避するための措置をとらなければならない義務を負うものといえる。しかしながら、それ以上注文者として、工事が競合するのを知りながら業者においてなお工事を並行して行おうとするのを中止させねばならぬ義務までも負うものではない。けだし、工事の実施に伴う危険につきは本来直接工事を行う者がその回避のための措置をとるべきであつて、工事の注文者としては、工事を行う受注者が予測できない危険のあるときはその危険の存在を知らせ、受注者においてその危険に対処しようとする状況を設定してやれば足り、受注者で直接危険回避の措置をとらなければならないものではないからである。

この点を本件に即してなお検討してみると、被告人は同時並行的に行われるならば危険を伴う工事を注文したのであるが、被告人はあくまで造船所に対する改装工事に及び塗装業者に対する塗装工事の各注文者の立場にとどまつており、作業の進行的進行については造船所あるいは塗装業者に委ね、造船所の改装工事あるいは塗装業者の塗装作業を現場で事実上指示監督することとはなかつたのであり、しかも造船所関係者及び塗装業者のDらのいずれも、塗装作業と溶断・溶接作業を同時並行的に行うときには前記着火爆発の危険があることは各専門の業者として十分な知識を有すると共に、それら溶断・溶接作業あるいは塗装作業を直接行う者として右着火爆発の危険を避けるため溶断・溶接作業を中止あるいは中止させる義務が、被告人のその危険回避のため求められる義務よりも強く求められる立場にあり、その義務を果たすことは、被告人の指示命令を待つまでもなく、溶断・溶接作業と塗装作業の同時進行を知り得た以上容易であつたといふべきであるから、被告人としては造船所関係者あるいは塗装業者がそれら義務を果たすのに必要な状況を設定してやれば足り、自ら造船所関係者あるいは塗装業者に指示命令するなどして溶断・溶接作業を中止させる義務までもあつたとはいえない。したがつて、本件では被告人としては、B関係者に塗装業者のDらの塗装工事が競合して行われることを連絡して周知させるべき義務を負うにとどまるものといわねばならない。

原判決は、塗装業者が造船所の改装工事と競合して塗装工事を行うことになつたのは、被告人の特別の指図によるものであるとして、それを一つの根拠に被告人に対し前記中止させるべき義務を認めているようであるので、その点を検討する。前記事実関係に示したように、被告人が本件の前日塗装業者のDらに塗装工事を依頼したがため、Dらにおいて本件当日の朝塗装作業を行うに至つたものであるが、しかし、被告人の塗装業者のDらに対する塗装工事の依頼は、特に日時を限定しなかつても造船所側の改装工事と重なり合つても実施することを勧めるほどの強いものでなく、工事実施の日時の選択決定は塗装業者のDらの判断に委ねた上のものであるから、塗装業者のDらが本件当日の朝塗装作業を行い、それが造船所側の溶断・溶接作業と競合することとなつたのは、いまだ注文者としての被告人の特別の指図によるものとはいえず、その点から被告人に特別な義務を負わせることはできないといわねばならない。

また原判決は、被告人が本件事故当日の朝A丸に赴き、Dらによる塗装作業が行われている際に造船所作業員らが溶断・溶接作業を開始しようとするのを現認して、これをもちつて、被告人にそれら造船所作業員らが溶断・溶接作業を中止させるべき義務を課するがごとく指示するが、前記のごとく被告人は注文者にとどまる者であつて、それら作業員を事実上指揮監督することとなかつたのであり、しかも偶々A丸に赴き右現認をしたに過ぎないのであるから、その偶発の事情の故に被告人に特別な義務を負わせることはできないといふべきである。

所論は、被告人としては塗装工事を行うことについての造船所への連絡は塗装業

者において行うものと信頼していたもので、且つそう信頼するこは許されたこと
であるので、被告人には造船所への連絡義務はなかつた旨主張する。前記事実の
に示したように、なるほどaにおいては塗装工事を依頼した船主が事前その塗装
工事実施の日時を造船所へ事前に連絡すること余りなかつたこととしていたも
が、一方塗装業者においても造船所に事前に連絡することを励行してというルズ
なく、ただ塗装作業直前に現場で造船所の作業員らに申し入れをしてという
な運用が行われていたに過ぎないものであるから、被告人において塗装業者が事
前に造船所に連絡するものと信頼することが許容され、その連絡義務が免除さ
れるとはいまだいえない。

所論はまた、本件事故については本来工事に携わつた造船所作業員ら関係者及び
塗装業者がその危険回避の義務を負うものであり、被告人としてはそれらがそ
の義務を果たしてくれらるものと信頼していたもので、その信頼するこは許され
ことであるから、被告人には連絡義務をも含め本件事故回避のため義務は全くな
い旨主張する。なるほど本件において、溶断・溶接作業と塗装作業が同時並行し
行われた段階では、造船所作業員及び塗装業者は右各作業が同時並行するこを
りつつそれら作業を行つて行つて行つて行つて行つて行つて行つて行つて行つて
ながる作業を行う者として本件事故を回避するたための措置をとるべき義務を
のであり、その義務を怠つた過失が直接本件事故発生につながつるこは明ら
かであるが、被告人の前記連絡義務はそれ以前段階を対象とするもので、いま
溶断・溶接作業と塗装作業が同時並行することを知らなかつたことを行つた者
にその同時並行することを連絡周知させることを内容とするものであり、また溶
断・溶接作業と塗装作業が同時並行して行われるときは常に必然的に右当事者
れを知り得るものではないから、当事者が事後に知つた上その危険回避の義務
行することを信頼して、その事前に連絡すべき義務を免れ得るものでなく、ま
その信頼が故に予見できなかつたとはいえない。

そうしてみると、原判決が被告人に関して、B関係者に対し塗装業者のDらによる
塗装工事が競合して行われることを連絡して周知させる義務を認めない点につ
は、これを是認できるものの、原判決が更に被告人に対し、Bの作業員らが行
断・溶接作業を中止させるべき義務までも認めない点については、注意義務に
い。そして、右の注意義務の内容に関する原判決の判断の誤りは、注意義務に
法令の解釈適用を誤つたことによるものと解さざるを得ない（なお、原判決
に説示したように、被告人の塗装業者に対する特別の指示の有無について事
認があるが、それは注意義務判断のための前提事実の一つに関するものに過
原判決が注意義務の判断を誤つた主たる理由は、法令の解釈適用の誤りに
といえる。）。

ところで、右のごとく被告人の注意義務に関して原判決に判断の誤りがあるもの
の、その誤りは注意義務の内容の一部についてであり、被告人にはなお注意義務が
肯定されるので、原判決の右判断の誤りが明らかに判決に影響を及ぼすものと
ちにいえず、特に本件が、被告人において前記のとおり課せられる連絡義務を
さなかつた過失があるものの、その過失に加えて、溶断・溶接作業を直接行
た造船所作業員及び現場監督者等造船所関係者の過失並びに塗装作業を行
塗装業者の過失も重疊的に存在し、同時に被告人以外の者それら過失がな
ならば本件事故が発生しなかつた、という構造を持つ事案であるところから、
人の注意義務に関する原判決の判断の誤りの判決に対する影響の有無は、被
連絡義務懈怠の過失と本件事故の発生との因果関係についてな検討した上、
を決するのが相当であると考えられる。そこで、次に右の因果関係について検

四 因果関係

〈要旨第二〉思うに、ある者の先行する過失に他の者の事後の過失が加わるこ
よつて結果が発生し、しかも事後の過失が先行する過失の影響を受けるこ
結果が発生した場合において、事後の過失が先行する過失の影響を受けるこ
犯され、しかも事後の過失が結果発生を決定的に左右するものであつた
先行する過失と結果との因果関係は否定されるべきであつて、その過失を
について右の結果に対する責任を問ふことはできないといふべきである。
件について見てみると、先に事実関係として認定したとおり、塗装業者のD
本件事故発生当日の午前七時ころから本件塗装作業を開始し、本件爆発は
〇分ころ発生したものであるが、午前八時の作業開始サイレンと共にA丸
て来たB作業員らはそれぞれ荷倉における強いシンナーの臭いに気付き、また顔見

知りての右Dら荷倉内に居ることりを目撃し、荷倉下の二重底内塗装作業が行われ、
てこのるを現に知つたの者あは、それ故に、倉下者には、二重底内塗装作業を中止せしめ、更に爆
前記Hに注意するまで承知し、かつ、荷倉内に入居る者は、作業を中止し、それ故に、倉下者には、二重底内塗装作業を中止せしめ、更に爆
発が十分承知し、かつ、荷倉内に入居る者は、作業を中止し、それ故に、倉下者には、二重底内塗装作業を中止せしめ、更に爆
作を十分承知し、かつ、荷倉内に入居る者は、作業を中止し、それ故に、倉下者には、二重底内塗装作業を中止せしめ、更に爆
接とつて、Bにおいて監督的立場にある者が荷倉内の一切の溶断・溶接作業を中止せしめ、更に爆
作を十分承知し、かつ、荷倉内に入居る者は、作業を中止し、それ故に、倉下者には、二重底内塗装作業を中止せしめ、更に爆
て、Bにおいて監督的立場にある者が荷倉内の一切の溶断・溶接作業を中止せしめ、更に爆
る、あるいは作業員各自が前記のように自らに課せられた義務を果たさなかつたこと、また、塗装業者のDらにおいても危
での溶断・溶接作業を中止するなどの、B関係者において着火爆発を避けるための適
切な措置を十分取り得たものといわねばならず、また、塗装業者のDらにおいても危
現に溶断・溶接作業が行われておるのを認め、B関係者や塗装業者のDらにおいても危
協議して危険回避の措置をとるべきであったこと、また、塗装業者のDらにおいても危
ような行動をとることは一般に期待されたことであると、いえる。しかるに、Bにお
いては、作業の最上級監督者である安積社長自身が当日朝現場に不在であつた上、
現場における指揮命令体制が十分に整えられておらず、現場監督の役割を果
いた者も作業員に適切に指示して溶断・溶接作業を中止する義務を果たさなかつたこと、また、塗装業者のDらにおいても危
は個々の作業員において溶断・溶接作業を中止すべき義務を果たさなかつたこと、また、塗装業者のDらにおいても危
装業者のDらにおいても危険回避の義務を果たさなかつたこと、また、塗装業者のDらにおいても危
生したものである。このように本件では、B関係者及び塗装業者の危険回避のた
の措置をとるべき義務を怠つた各過失が存在したことが本件事故発生したの
るが、それら過失が犯されるについては被告人の前記連絡義務懈怠の過失はなん
影響を及ぼしていないのであり、しかもそれらB関係者の過失が本件事故発
決定的に左右するものであることは明らかであるから、本件事故と被告人の右過
失との因果関係は否定されるべきであり、被告人について本件事故に対する過
任を問うことはできないといわねばならない。

もつとも被告人が本件事故発生の前日に右連絡義務を果たしていたならば、造船所
において塗装業者に塗装作業を中止させるあるいは溶断・溶接作業を中止するな
ど、溶断・溶接作業と塗装作業の同時並行による危険回避のため適切な措置
をとることが可能ではなかつたかとの疑問があることも否定できないが、被告人の
連絡義務は右の前日に果たされなければならぬものではなく、少なくとも造船所
作業員らが溶断・溶接作業に着手するまでには果たされれば足りるものであるから、
前日に連絡義務を履行しなかつたことをもつて過失ありといえないのみならず、
事実関係において示したようなBでの監督指示体制、本件以前の実態から窺われ
Bの現場監督者や作業員らの本件事故のような危険に対する認識の程度、更には本
件事故発生当日にとられたそれら現場監督者や作業員らの態度などに照らせば、溶
断・溶接作業と塗装作業が同時並行して行われることを前日知つたとしても、その
同時並行による危険回避のためどの程度の措置がとられたか疑問であり、適切十分
な措置が取られたとはにわかには断定できず、結局、被告人が前日まで右連絡義務を
果たしていたとしても、本件爆発事故が回避できたとは直ちにいえないのである。

五 結論

以上検討したとおり、被告人には連絡義務が認められ、その義務を果たさなかつた過失があるものの、原判決のいうような造船所の溶断・溶接作業を中止させるべき義務まではなく、その連絡義務に関する過失と本件事故発生との因果関係についてはこれを認めることができず、結局、被告人についてはいまだ本件事故についての過失責任を問うことができないので、被告人に対し重過失致死傷罪の成立を認め、原判決には、判決に影響を及ぼすことのみならず、明らかな法令の解釈適用の誤りがあり、破棄を免れない。論旨は理由がある。

よつて、刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条により原判決を破棄するが、本件について原裁判所に差し戻し、審理を尽くさせても新たな証明を得ることはないと考えられるので、同法四〇〇条但書により当裁判所で直ちに判決することとする。

第二 自判

本件公訴事実（訴因変更後のもの）は、「被告人は、先に兵庫県飾磨郡 a 町 b c 番地 B 建設株式会社（以下「建設会社」とする）に自己の所有する砂利運搬船 A 丸の二重底トップ板及び船倉内張取替工事を依頼していたものであるところ、更に、昭和五八年八月二八日正

午ころ、同会社において、塗装工Dに対し同船二重底内部の塗装作業を依頼したのであるが、同会社作業員が二重底トツブ板等のガス溶断電気の悪い二重底内部に塗料を塗り、溶接作業を行つたところ、これと並行して塗装作業を行えば、通気性の悪い二重底内部に塗料を塗り、溶接作業を行つたところ、引火性の強いキシレンの気化したガス体が充満し、右Dに対し溶断、溶接作業を行つたところ、飛散する溶融鉄片または電気火花がトツブ板に設置され、右Dに対し溶断、溶接作業を行つたところ、落下して右ガス体に着火爆発するかと予測し、同会社関係者に塗装作業を怠り、右溶断、溶接作業を中止させざるべき注意義務があるのにこれを怠り、右溶断、溶接作業と塗装作業を同時に行わせると爆発の危険はないものと轻信して、右Dに対し、溶断、溶接作業の行われる同月二九日、同作業の終了を待たずに前記塗装作業を行わせるにあたり、これを同会社関係者に知らせたところ、同日午前八時四〇分ころ、同会社作業員K、L又はMが右トツブ板上等で行つたガス溶断又は電気溶接作業に伴い飛散した溶融鉄片または電気火花により、右Dの二重底内塗装作業によつて発生し、同所に滞留していた前記キシレンの気化したガス体を着火爆発させ、よつて前記Lを頸椎骨折、胸骨肋骨開放骨折等により即死させたほか、前記Mに対し加療約一四日間を要する頭部外傷Ⅱ型、左頭頂部打撲の傷害を、前記Dに対し加療約二日間を要する顔面、頸部、右前腕熱傷、背腰部、左大腿、左上腕挫創等の傷害を、D Fに対し加療約一五日間を要する顔面頭部火傷、左頭胸背腰大腿打撲擦過傷の傷害を、Nにも対し加療約一〇日間を要する前額部、左肘部裂挫創等の傷害をそれぞれ負わせたものである。」というのであるが、先に当裁判所の判断において示したとおり、被告人にはBに塗装業者のDらが塗装作業を行うことを連絡周知させる義務があり、被告人にそれを怠つた過失があることは認められるものの、その過失と本件事故発生との間に因果関係があるものとは認められず、また、被告人にB作業員が行う溶断・溶接作業を中止させるべき義務まであつたものとは認められないので、結局、本件公訴事実については犯罪の証明がないといわざるを得ない。

よつて、刑事訴訟法三三六条により被告人に対しては無罪を言い渡す。

(裁判長裁判官 石松竹雄 裁判官 田中明生 裁判官 松浦繁)

別紙図面一

<記載内容は末尾1添付>

図面二

<記載内容は末尾2添付>

図面三

<記載内容は末尾3添付>